

令和元年度 三木市金物振興審議会

配付資料

	目次	頁
(資料 1)	平成 30 年度主要施策実績	1
(資料 2)	令和元年度主要施策	5
(資料 3)	第 36 回三木金物大学 2019 関連資料	7
(資料 4)	三木金物ニューハードウェア賞 関連資料	12
(資料 5)	三木市中小企業者経営革新備投資促進事業募集要領	15
(資料 6)	三木市金物振興審議会条例	20
(資料 7)	三木市金物振興審議会運営規則	21
(資料 8)	三木市金物振興審議会委員名簿	23
(資料 9)	商工振興課組織図	24
(資料 10)	中小企業振興策（アクションプラン）	

令和元年 8 月 26 日

三木市産業振興部商工振興課

平成 30 年度 商工振興課主要施策実績 (金物産業関連)

1 商工事務事業

(1) 金物振興審議会の開催

第 1 回 平成 30 年 5 月 29 日 三木金物ニューハードウェア賞の審査

第 2 回 平成 30 年 8 月 29 日 三木金物業界の今後の振興方策について

2 地場産業振興事業

(1) 三木金物ふれあい体験事業 (326 千円)

市内小学校を対象とした三木金物を使用する工作教室を開催。次代を担う世代が、伝統産業である三木金物のすばらしさを学び、わがまちに誇りを持ち、愛する心を育むとともに、「ものづくり」を通して自ら考え、問題解決していく子どもたちを育てるために本事業を実施した。

市内小学校で実施：16 校（参加児童 601 人、保護者 436 人）

(2) 金物産業団体等の事業運営支援 (4, 130 千円)

三木金物商工（協）連合会事業運営補助金

(3) 三木金物古式鍛錬技術保存継承事業支援 (900 千円)

三木金物古式鍛錬保存会が実施する古式鍛錬技術保存活動を支援

(4) 金物鷺活用事業支援 (2, 500 千円)

三木金物のシンボルである金物鷺を活用した宣伝普及活動を支援
金物まつりに出展

(5) 特許権取得助成制度 (830 千円)

市内中小企業者の新製品や新技術の開発の促進を図ることを目的とし、特許権等の取得を行おうとする中小企業者に助成金を交付した。

(特許：3 件、実用新案権：2 件、意匠：1 件)

(6) 三木金物後継者育成事業支援 (870 千円)

三木金物の伝統的技術の継承を図るため、三木金物商工協同組合連合会が実施する技能継承セミナーや後継者を育成する伝統工芸士等及び研修従事者への支援

(7) 伝統的工芸品産業振興事業支援 (900 千円)

伝統的工芸品産業振興計画に則り、伝統的工芸品「播州三木打刃物」の技術伝承、需要開拓等、三木工業協同組合が行う振興事業を支援

(8) 道の駅出展事業所支援事業 (2, 500 千円)

全三木金物卸商協同組合が運営する金物展示館への出展支援（展示小間数 158 小間）

(9) みきかなもんプロジェクト補助金 (8, 000 千円)

三木金物コーディネーターにより、三木金物のブランド化及び高付加価値化を図り、

ヨーロッパや東南アジア等の海外市場の販路開拓を展開する。

3 金物大学事業 (438 千円) (昭和 59 年度から 延べ 705 人)

全国の金物小売店から参加者を募り、三木金物製品について講義や工場見学を行い、三木金物の PR と販売力の向上を図った。

- (1) 会 期 平成 30 年 11 月 1 日～11 月 3 日
- (2) 開設場所 三木金属工業センター、エオの森研修センター他
- (3) 参加人数 8 人
- (4) 講 師 三木工業協同組合員他

4 新製品開発推進事業 (1, 383 千円) (昭和 24 年度から)

三木金物新製品の研究意識を高揚し、三木金物産業の振興を図るため、三木金物ニューハードウェア賞を認定した。認定製品には助成金を交付するとともに、全国の三木金物取扱店にパンフレットを送付し、製品の PR を行うことにより三木金物の信頼向上に努めた。

- (1) 平成 30 年度三木金物ニューハードウェア賞認定製品 9 点 努力賞 1 点

区 分	製 品 名・用 途	事 業 所 名
金賞	通線用ドリル (複合壁へ配線用の穴をあけるドリル)	(株)ミヤナガ 三木市福井 2393
デザイン 特別賞	コンクリート点検ハンマー 1/2 ポンド (トンネル・橋梁・道路舗装・車両点検用ハンマー)	井本刃物 (株) 三木市別所町巴 38
	鍛冶宗匠光山作 リアルエッジ鋸鎌 (ロープ切り・草刈・稲刈・野菜収穫等用の鋸鎌)	(株)豊稔企販 三木市別所町石野 2 丁目 52
三木金物ニュー ハード ウェア 賞	N バール 280mm (N50～N75 の釘が抜きやすい釘抜)	井本刃物(株) 三木市別所町巴 38
	鱗取り職人 (魚の鱗取り用スクレーパー)	井本刃物(株) 三木市別所町巴 38
	メタルフリー ウイングモアー用 (自走式畦草刈機用ブレード)	(株)小山金属工業所 三木市別所町巴 37
	メタルフリー スパイダーモアー用 (自走式法面草刈機用ブレード)	(株)小山金属工業所 三木市別所町巴 37
	モクバ DIN レールカッター (DIN レール用のレールカッター)	(株)小山刃物製作所 三木市加佐 8-1
	マックス 260 フリー刃 (自走式草刈機の替刃アタッチメント)	三陽金属(株) 三木市鳥町 301-1
努力賞	カービングナイフ (木彫全般に使用できるカービングナイフ)	道刃物工業(株) 三木市別所町石野 945-32

- (2) 応募総数 8 社 12 点

- (3) 助成金交付額 730 千円

(4) PR

①パンフレット送付数

市内金物卸商、全国三木金物取扱店(三木金物得意先約2,989社)、関係各機関

②製品展示

ア 常設展示(4ヵ所)

三木商工会館、みつきいホール(市役所)、金物資料館、道の駅みき

イ 各種見本市・催し物会場展示

(ア) ジャパンDIYホームセンターショー2018 [8月23日～25日]

(イ) 第8回国際道工具・作業用品EXPO(幕張メッセ)[10月10日～12日]

(ウ) 三木金物まつり[11月3日・4日]

5 産業見本市事業 (32,055千円)

三木金物製品を広く国内外に紹介し、販路の拡張を図るため、次のとおり見本市・展示会等を開催するとともに、見本市への参加助成を行った。

(1) 見本市・展示会等の開催

名 称	三木金物まつり 2018	三木金物フェア
主 催	三木金物まつり実行委員会	金物フェア委員会
会 場	三木市役所周辺	金物まつり会場 (三木勤労者体育センター他)
会 期	平成30年11月3日・4日	平成30年11月3日・4日
参 加 事 業 所	農業祭・商連・各種産業他 192団体	展示直売72社・びっくり市12社
事 業 費	27,472,102円	6,287,160円
市 補 助 金	19,000,000円	2,700,000円
来 場 者 数	160,000人	27,391人

(2) 市内展示会の開催支援

名 称	会 場	会 期	参加 事業所	市補助金
三木金物博覧会 「鍛冶でっせ！」	かじやの里 メッセみき	平成30年5月26日 ・27日	47	2,500,000円

(3) 国内見本市への参加補助

名 称	会 場	会 期	参 加 事業所	市補助金
JAPAN DIY HOMECENTER SHOW2018	千葉 幕張メッセ	平成30年8月23日 ～25日	12	2,520,000円

第 8 回国際道具・作業 用品EXPO	千葉 幕張メッセ	平成 30 年 10 月 10 日 ～12 日	11	3,930,000 円
第 87 回東京インターナシ ョナルギフトショー	東京 ビッグサイト	平成 31 年 1 月 31 日 ～2 月 3 日	8	1,070,000 円

6 金物資料館管理運営事業 (1,751 千円)

(1) 平成 30 年度入館者数 5,180 人 (うち市外 3,628 人)

開館 (昭和 51 年) からの累計 250,486 人

(2) 特別企画展の開催

ア 名 称 大工道具の歴史 第 3 章 ～ 鑿 ～

イ 会 期 平成 30 年 10 月 23 日～12 月 2 日

ウ 入館者数 1,150 人

7 中小企業振興事業

(1) 三木市中小企業経営革新設備投資促進事業補助金 (39,418 千円)

市内中小企業が設備等の整備を行い、事業の拡大・生産性向上・効率化及び省エネルギー対策等の経営改善を図る中小企業を支援

採択件数 25 件 (金物製造関係 11 件)

(2) 地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定

地域未来投資促進法 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律) に基づく基本計画を策定し、市内経済の活性化を図る。

令和元年度 商工振興課主要施策（金物産業関連）

1 商工事務事業

金物振興審議会の開催

金物産業の振興方策を審議答申し又は建議し、振興施策を推進する。

2 地場産業振興事業

(1) 三木金物ふれあい体験事業の開催（315 千円）

市内小学校を対象とした三木金物を使用する工作教室を開催する。

(2) 金物産業団体等の事業運営支援（4,130 千円）

三木金物商工（協）連合会事業運営補助金

(3) 三木金物古式鍛錬技術保存継承事業支援（900 千円）

三木金物古式鍛錬保存会が実施する古式鍛錬技術保存活動の支援を行う。

(4) 金物鷺活用事業支援（2,500 千円）

三木金物のシンボルである金物鷺を活用した宣伝普及活動の支援を行う。

(5) 特許権取得助成制度（1,500 千円）

特許権等の取得を行おうとする中小企業者に助成金を交付する。

(6) 後継者育成事業支援（3,264 千円）

三木金物の伝統的技術の継承を図るため、三木金物商工協同組合連合会が行う技能継承セミナーや後継者を育成しようとする伝統工芸士等及び研修従事者の支援を行う。

(7) 伝統的工芸品産業振興事業支援（900 千円）

伝統的工芸品産業振興計画に則り、伝統的工芸品「播州三木打刃物」の技術継承や需要開拓等、三木工業協同組合が行う振興事業を支援する。

(8) 道の駅出展事業所支援事業（2,500 千円）

全三木金物卸商協同組合が運営する金物展示館への出展支援

(9) みきかなもんプロジェクト補助金（8,000 千円）

三木金物コーディネーターにより、三木金物のブランド化及び高付加価値化を図り、ヨーロッパや東南アジア等の海外市場の販路開拓を展開する。

(10) 全国利工連三木大会事業補助金（900 千円）

金物業界の現状把握、研究開発の促進等を目的とした第 46 回全国利工連三木大会の開催に際して、その運営支援を行う。

3 金物大学事業 (895 千円) 資料 3

全国の金物小売店に対し、三木金物製品の信頼性と販売力を向上させるため三木金物大学を開催する。

4 新製品開発推進事業

(1) 三木金物ニューハードウェア賞助成金 (2,377 千円) 資料 4

金物新製品、新デザインの研究・開発を進める事業所を支援する。

5 産業見本市事業 (38,139 千円)

(1) 金物産業団体等の行う産業見本市の開催に対し支援

三木金物まつり、三木金物フェア、三木金物PRイベント

(2) 金物産業団体等の国内外の大規模な産業見本市への出展に対し支援

国際道工具EXPO、日本DIYショウ等

6 金物資料館管理運営事業 (2,268 千円)

三木金物の歴史や伝統製法、金物製品についての資料の収集保存と展示及び特別企画展の開催

7 中小企業振興事業

(1) 三木市中小企業経営革新設備投資促進事業補助金 (40,000 千円) 資料 5

市内中小企業が設備等の整備を行い、事業の拡大・生産性向上・効率化及び省エネルギー対策等の経営改善を図る中小企業を支援

第 36 回三木金物大学 2019 開催要綱

1 目 的

全国の三木金物を取扱う小売店等の若手経営者及び従業員を対象に、三木金物製品に関する研修を行うことにより、三木金物製品の優秀さを認識してもらい、三木金物の信頼性の高揚と、販売力の向上に役立ててもらうため、三木金物大学を開催します。

2 対 象 者

全国の三木金物取扱小売店等の若手経営者及び従業員

3 講習内容

- (1) 三木金物製品の特徴と使用方法
- (2) 三木金物製品製造工程見学と実習
- (3) その他

4 講 師 三木工業協同組合員
全三木金物卸商協同組合員 他

5 主 催 三木市

6 協力機関 三木金物商工協同組合連合会
協同組合三木金属工業センター
三木商工会議所

7 開催期間 令和元年10月31日(木) ～ 11月2日(土)
＊ 日程は別紙のとおり

8 会 場 三木市役所、三木ホースランドパーク、三木工場公園、
三木金属工業センター、金物展示館、市内事業所、
金物資料館、三木山総合公園総合体育館 他

9 定 員 15名

10 申込方法

受講希望者は申込書(別紙様式1)に必要事項を記入のうえ、令和元年8月19日(月)～9月13日(金)の期間に、紹介元事業所(全三木金物卸商協同組合員または三木工業協同組合員)を通じて、全三木金物卸商協同組合事務局に申し込んでください。

ただし、申込が定員を超える場合は抽選により受講生を決定します。

11 決定通知

受講決定者には、9月27日(金)までに、受講決定通知書、開講式案内及び受講料納入通知書を送付します。

12 受講料 25,000円(宿泊代及び受講期間中の食費を含む)

受講決定者は決定通知受領後7日以内に受講料を納付するものとし、一旦納入した受講料は返却しません。

なお、期間内に納付されない場合は受講決定を取消す場合があります。

13 修了証書 講習を修了された方には、修了証書を交付します。

14 宿泊施設 三木ホースランドパーク内 エオの森研修センター
所在地 三木市別所町高木(別添地図参照)

15 注意事項 受講者用の駐車場は用意しておりません。
公共交通機関もしくは紹介元事業所様の送迎等にてお越しください。

三木金物大学2019カリキュラム

日程

10月31日(木)

11月1日(金)

11月2日(土)

AM7		朝食	朝食
8		0	0
		10 移動 (10分)	移動 (30分)
		ギムネ講座 工場見学・穴あけ・刃砥ぎ体験 (株)スターエム (80分)	30 金物資料館・金物神社見学 (30分)
9		30	0
		40 休憩・移動 (10分)	20 三木城跡見学 (20分) 三木上の丸公園
		鍛造・チップソー講座 工場見学・鉋削り体験・チップソー体験 (株)小山金属工業所 (80分)	移動 (30分)
10		0	50
		20 休憩・移動 (20分)	0 金物まつり見学 (120分) 金物フェア等見学 金物まつり会場
11		30 受付 (三木市役所 5F 大会議室)	0
		開講式及びオリエンテーション (三木市役所 5F 大会議室) (40分)	50
12		10 休憩 (10分)	0 休憩 (10分)
		20 ビデオ講座 (三木市役所 5F 大会議室) (40分)	意見交換会 (40分) 三木山総合公園総合体育館
PM1		40 移動 (10分)	40
		50 昼食並びに金物展示館見学 道の駅みき (50分)	0 昼食 (20分)
		40 移動 (10分)	15 閉講式 (15分)
2		50 鉋・鍛接講座 工場見学 (株)常三郎 (60分)	閉講式終了後解散 解散後自由に金物まつり見学
		20 移動 (10分)	
3		ドリル・ホールソー講座 工場見学・穴あけ体験 (株)ミヤナガ (80分)	
		50 休憩・移動 (20分)	
4		10 小刀講座 エオの森研修室 (45分)	
		55 休憩 (10分)	
5		包丁講座 エオの森研修室 (45分)	
		50 休憩 (10分)	
6		鋳講座 エオの森研修室 (45分)	
		45 休憩 (15分)	
7		夕食 ホースランドヒルズ	
9			

※内容は一部変更することがあります。

金物大学卒業生数推移

回数	年度	卒業生人数	卒業生累計人数
1	S59	26	26
2	S60	27	53
3	S61	24	77
4	S62	28	105
5	S63	19	124
6	H元	22	146
7	H2	20	166
8	H3	26	192
9	H4	20	212
10	H5	28	240
11	H6	29	269
12	H7	30	299
13	H8	30	329
14	H9	30	359
15	H10	29	388
16	H11	19	407
17	H12	16	423
18	H13	22	445
19	H14	17	462
20	H15	18	480
21	H16	21	501
22	H17	18	519
23	H18	19	538
24	H19	23	561
25	H20	19	580
26	H21	11	591
27	H22	14	605
28	H23	8	613
29	H24	16	629
30	H25	14	643
31	H26	20	663
32	H27	14	677
33	H28	14	691
34	H29	6	697
35	H30	8	705
計	計	705	

地方別・都道府県別受講者数〔昭和５９年度～平成３０年度〕

地 方 名	人数
北海道・東北地方	70
関東地方	115
信越地方	35
北陸地方	12
東海地方	71
近畿地方	129
中国地方	69
四国地方	60
九州地方	144
合 計	705

都道府県名	人数
北海道・東北地方	70
北海道	25
青森県	18
岩手県	9
宮城県	12
秋田県	1
山形県	0
福島県	5
関東地方	115
茨城県	9
栃木県	8
群馬県	1
埼玉県	14
千葉県	23
東京都	40
神奈川県	20
山梨県	0
信越地方	35
長野県	7
新潟県	28
北陸地方	12
富山県	3
石川県	5
福井県	4
東海地方	71
岐阜県	16
静岡県	17
愛知県	29
三重県	9

近畿地方	129
滋賀県	13
京都府	17
大阪府	43
兵庫県	26
奈良県	19
和歌山県	11
中国地方	69
鳥取県	6
島根県	11
岡山県	15
広島県	28
山口県	9
四国地方	60
徳島県	7
香川県	6
愛媛県	24
高知県	23
九州地方	144
福岡県	36
佐賀県	6
長崎県	13
熊本県	15
大分県	33
宮崎県	13
鹿児島県	27
沖縄県	1

※平成３０年度までの受講者数：７０５名

2019年度三木金物ニューハードウェア賞認定事業実施要綱

(目的)

第1条 三木金物新製品の研究意欲を高揚し三木金物産業の振興を図ることを目的とする。

(対象製品)

第2条 利器工匠具類、作業工具及びその他工具類、機械及び機械部品並びに取付具、建築金物類並びにその他の製品で、三木金物産業及び三木金物関連産業の振興に寄与すると認められるもののうち、次の全てに該当するもの

- (1) 製品の機能を果たす上で最も重要となる部分が三木市及び隣接市町で生産されたもの
- (2) 申請者が企画開発した製品のうち、特に新規性及びデザインの優れたもの
- (3) 申請者において品質が保証できる製品であり、三木金物のイメージアップに繋がるもの

(申請者の資格)

第3条 三木市内に住所及び主たる事業所を有する個人または、三木市内に本店を有する法人であって、市税を完納しており、かつ次のいずれかに該当する者

- (1) 自社の生産設備を有し、第2条に掲げる対象製品の製造業を営む者
- (2) 第2条に掲げる対象製品の企画開発を自ら行い販売する卸売業を営む者

(応募点数)

第4条 応募点数は一申請者あたり3点以内とする。

(募集期間)

第5条 前条の申請書の提出期間は、毎年度の4月1日から7月31日までのうち、市長が定める期間とする。

(提出書類及び提出先)

第6条 所定の申請書類に必要事項を記入の上、応募製品、カタログ及び製品説明書その他必要書類等を添えて、市長に提出するものとする。

(審査及び公表)

第7条

以下の各項に掲げる内容に従い、三木市金物振興審議会及び専門委員により審査を行う。審査結果は申請者に通知するとともに市広報、日刊紙等に公表する。

- 2 審査内容については新規性・機能性（信頼性）・市場性・デザイン性について100点満点の採点制で審査を行い、主に新規性を重視する。
- 3 配点は新規性 40点、機能性（信頼性） 20点、市場性 20点、デザイン性 20点とする。
- 4 応募の際に提出された法人・個人に関する情報は、個人情報保護法に基づき、留意して取り扱う。なお、審査資料として内部使用するほか、受賞製品については、表彰・公表の資料として使用する。
- 5 賞に認定されなかった理由は公表しないものとする。

（賞及び助成額）

第8条 三木金物ニューハードウェア賞助成金交付規則第8条に規定する助成金は、各賞ごとに次のとおりとする。

- (1) グランプリ 1点 賞状及び助成金30万円
合計点が審査員平均85点以上でかつデザイン性の得点が審査員平均15点以上の製品のうち最も優れたもの
- (2) 金賞 1点 賞状及び助成金20万円
合計点が審査員平均70点以上の製品のうち特に優れたもの
- (3) 三木金物ニューハードウェア賞 10点以内 賞状及び助成金5万円
合計点が審査員平均65点以上の製品のうち上位10品
- (4) デザイン特別賞 3点以内 賞状及び助成金10万円
第3号に該当するもので、デザイン性に優れたもののうち上位3点
- (5) 努力賞 若干数 助成金3万円
上記(1)～(4)に該当しなかったもののうち、審議会委員、特別委員、専門審査委員が特に開発の努力を認めるもの

（その他）

- 第9条 万一、審査後において特許、実用新案、意匠登録に抵触することが判明した場合は、決定を取り消すことがある。
- 2 三木金物ニューハードウェア賞製品については約1年間、市内主要施設や見本市等で展示するため、必要数を提出すること。
 - 3 認定された製品は三木金物ニューハードウェア賞パンフレットに掲載し、全国の三木金物得意先小売店に送付し、広告する。
 - 4 募集製品、申請内容に疑義のある場合、市は申請者に対し調査を行うことができる。
 - 5 申請内容に必要な事項の未記入・不備及び要件を満たさない事項がある場合は、受付できないことがある。

2019年度 三木金物ニューハードウェア賞審査結果一覧表

(各部門 事業所名 50音順)

区分		製品名	事業所名
グランプリ		該当なし	
金賞		ポキポキBOLT	株式会社スターエム
三木金物 ニューハードウェア賞	デザイン特別賞	電工チゼル N型/S型	井本刃物株式会社
		コンベフック	株式会社清水製作所
		火造り鍛造 チタン○△□スプーン	株式会社井上工具製作所
		カラビナフック対応スチールパネ 300/375	井本刃物株式会社
		KG-06 GUSTAV A型/S型	田中一之刃物製作所
		ツムラ ハイブリットカッターW型	津村鋼業株式会社
		コブラ爪/キングコブラ爪	東亜重工株式会社
		太丸充電 0.75M/1.0M/1.5M/2.0M	ニシガキ工業株式会社
		ウッディチゼル	道刃物工業株式会社
		ポリクリック スーパーメタルコア	株式会社ミヤナガ

三木金物ニューハードウェア賞は、16点中11点の認定となった。

平成 3 1 年度 三木市中小企業経営革新設備投資促進事業

募集要領

1 事業内容

市内で事業を営む中小企業者が、経営の革新を目的として設備等を整備する場合に資金の一部を支援します。

2 対象となる方

本事業は、次の全てに該当する方を対象とします。

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は市内に住所を有する個人事業者であって、市内で引き続き 1 年以上事業を営むものであること。ただし、風営法に規定する営業を営む者は除きます。
- (2) 市税を滞納していないこと。

3 対象となる事業

対象事業は、次の(1)から(9)の全てに該当する設備等とします。(10)については、提出可能な方に関わる条件です。

- (1) 市内の事業所に経営の革新を目的として新設、増設されるもの(※1)であること。ただし、中古品又はリース契約をしていないもの。
- (2) 補助対象経費が、50 万円以上のものであること。
- (3) 本市の償却資産課税台帳に登録されるべきものであること。ただしソフトウェアは、この限りでない。
- (4) 中小企業サポートセンターで事業内容を確認されているものであること。
- (5) 年度内に事業が完了すること。
- (6) 再度、補助金を受けようとする事業者は、これまで整備した設備投資の内容が異なっているものであること。
- (7) 補助金の交付決定後に整備されるものであること。
- (8) 市の他の補助金等の対象となるものでないこと。
- (9) その他市長が適当でないと認めるものでないこと。
- (10) 要綱において指定する計画(※2)を提出する事業者は、その内容において対象設備について記載したものであること。

○対象事業となる設備の例

機械及び装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備の機械及び装置など
工具・器具及び備品	切削工具、検査工具、パソコン、厨房設備、冷蔵庫など
ソフトウェア	CADシステム、生産管理システムなど

○対象事業とならない設備の例…エアコン設備、LED設備、太陽光発電設備

※1 「経営の革新を目的として新設・増設されるもの」とは

この事業における「経営の革新を目的として新設・増設されるもの」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を見込んで整備されるものを指します。よって、経営の革新を伴わない単なる機械設備の更新や買い足しはこれに該当しません。

※2 「要綱において指定する計画」について

要綱において指定する計画とは、経営革新計画（中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 8 条第 1 項に規定する計画をいう。）又は経営力向上計画（同法第 13 条第 1 項に規定する計画をいう。）とします。

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備の取得に要する経費の額（消費税等相当額を除く。）とします。

5 補助金限度額

補助対象経費の 4 分の 1 に相当する額とし、250 万円を限度とします。

但し、要綱において指定する計画の認定を取得している場合は、補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額とし、300 万円を限度とします。

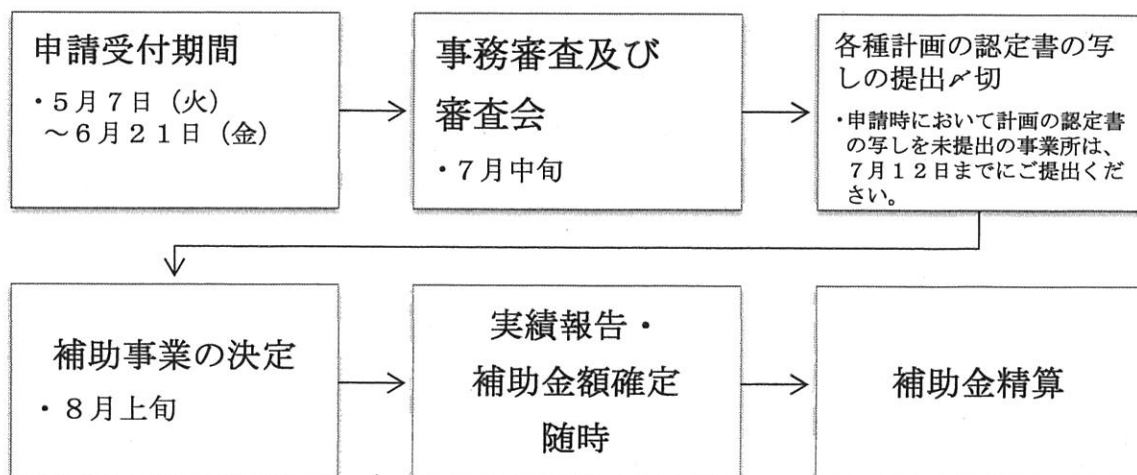
ただし、予算額を超えた場合、予算額を補助金額の比で按分して交付します。

6 補助回数

補助金の交付は、一の対象者につき一の年度において 1 回限りとします。

7 補助事業制度の流れ

（平成 31 年度の予定）



8 募集期間及び提出書類

- (1) 受付は、5月7日(火)から6月21日(金)までの開庁日に商工振興課で行います。時間は午前8時30分から午後5時までとし、事前にお電話にてご連絡のうえ、ご持参ください。申請書の様式は市のホームページからダウンロードして下さい。なお、商工振興課窓口でも配布しております。
- (2) 三木市中小企業経営革新設備投資促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出してください。
 - ア 企業概要書(様式第2号)
 - イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内のもの)
 - ウ 決算報告書(直近1期分)
 - エ 会社案内パンフレット、経歴書等の企業概要のわかる書類
 - オ 事業計画書(様式第3号)
 - カ 設備等の整備に係る見積書(積算内容の確認できるもの。汎用性の高い設備は2社以上の見積書を提出すること。)
 - キ カatalog、写真又は仕様書等の設備等の内容のわかる書類
 - ク 設備等の整備予定箇所の写真又は図面
 - ケ 営業許可証の写し
 - コ 要綱において指定する計画を提出可能な事業者については、認定書と計画書(全頁)の写し(認定結果待ちの者については認定申請書(全頁)の写し)
 - サ その他市長が必要と認める書類
- (3) 三木市中小企業経営革新設備投資促進事業補助金交付申請書(様式第1号)については、中小企業サポートセンターの確認印が押印してあるものとします。なお、この確認印は、提出書類に不備がないか確認するものであり、この事業の採択を保証するものではありません。
- (4) 申請書の記載は、第三者にも理解できるように、可能な限り専門用語・業界用語は使用を避けてください。
- (5) 申請書の提出については、その申請内容の詳細について説明できる方が提出するようにしてください。
- (6) 提出していただいた書類は、返却しません。
- (7) 申請書に使用できる印は、次のとおりです。ただし、スタンプ印(シャチハタ等)は認められません。なお、交付決定を受けた事業者は、一連の書類(変更申請書、実績報告書、請求書等)に使用する印は、すべて統一してください。
 - ① 法人事業者の場合・・・・・・代表取締役の印(社判は不可)
 - ② 個人事業者または企業グループの場合・・・代表者の個人印
- (8) 要綱において指定する計画の写しは、市への申請時にまとめて提出してください。申請受付期間後の提出は認められませんのでご注意ください。

9 審査

- (1) 提出書類は、設備投資補助金交付審査会で審査します。
- (2) 要綱において指定する計画の提出の有無は補助金限度額にのみ影響するものであり、採択について影響を与えるものではありません。
- (3) 審査の途中経過のお問い合わせには一切応じかねますので予めご了承下さい。
- (4) 審査の結果は書類審査終了後に通知します。
- (5) 採択された方は、原則として事業者名及び事業内容が外部に公表されます。
- (6) 提出書類には個人情報や機密情報等も含まれるため、取扱いには十分に注意し、厳重に保管します。
- (7) 提出書類は審査基準に基づく審査を行い、評価点数が高いものから予算の範囲内で採択します。なお、一定の評価点数が得られない場合に採択されないことがあります。

10 助成金の交付決定

- (1) 交付決定額は、「5 補助金限度額」の通りとなります。限度額を上回る経費については、事業者負担になります。補助金の額は事業完了後、実績報告に基づき確定します。
- (2) 補助対象経費は、通常業務の経理と区分して管理してください。事業完了時に提出していただく実績報告に必要となります。
- (3) 要綱において指定する計画の提出者のうち、申請日において認定前である者に関しては、7月12日(金)までに認定書の写しを提出してください。期日までに認定書の提出ができない場合は、補助率は計画未提出者と同じ扱いとなりますのでご注意ください。

11 事業内容の変更

やむを得ず、申請した事業内容を変更もしくは中止される事業者及び、要綱において指定する計画を提出している者のうち、認定を得られなかった事業者は、速やかに変更もしくは中止・廃止の申請書（様式第8号）をしていただくことになります。

なお、導入する設備そのものの変更や、補助対象経費の増額変更はできません。

12 状況報告及び実地調査

市長が、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該補助事業の実施状況等について報告を求め、実地調査を行います。

13 実績報告

- (1) 事業が完了した時点で実績報告書を提出していただきます。実績報告書には、事業報告書（様式第9号）、領収書（写）、事業の完了が確認できる写真等を添付してください。
- (2) 実績報告時には、事業経費が全額支払い済みであることが必要です。
- (3) 領収書、銀行振込書等（写）は、この事業専用とし、通常業務との一括処理はし

ないでください。

14 補助金額の確定

- (1) 実績報告書提出後、書類の確認等を行い補助金額の確定をします。
- (2) 補助金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。

15 補助金の交付

事業者が、補助金額確定通知を受理した後、請求に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。

16 補助金交付決定の取り消し等

下記のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただくことになりますので、十分注意してください。

また、補助事業により取得した財産（機械、装置等）の処分には、市長の承認が必要となります。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

17 書類の保存

事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存していただきます。

【申込み及び問合せ先】

三木市産業振興部商工振興課

中小企業振興係

〒673-0492

三木市上の丸町10-30

電話 0794-82-2000 内線 2234 F A X 0794-82-9728

E-mail : shoko@city.miki.lg.jp

○三木市金物振興審議会条例

昭和 29 年 10 月 15 日
条例第 39 号

(設置)

第 1 条 三木市に三木市金物振興審議会(以下「審議会」という。)を設け事務所を三木市役所内に置く。

(目的)

第 2 条 審議会は三木市金物産業の振興方策に関し市長の諮問に応じ審議答申し又は市長に対して建議すると共に、これが強力なる推進に協力し以って三木市の発展を図ることを目的とする。

(組織)

第 3 条 審議会に会長、副会長及び委員若干名を置く。

2 委員は市長が任命又は委嘱する。

3 会長、副会長は委員の中より互選する。

(役員の任務)

第 4 条 会長は審議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代理する。

第 5 条 削除

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

(会議の招集)

第 7 条 審議会は会長がこれを招集してその議長となる。

(過半数決議)

第 8 条 審議会の決議はすべて過半数で決め可否同数のときは議長がこれを定める。

(特別委員)

第 9 条 市長は審議会の企画、審議に必要があると認めるとき、又は会長の要請により臨時及び定期に特別の委員を任命又は委嘱することができる。

(参与)

第 10 条 審議会に若干の参与を置くことができる。

2 参与は審議会の諮問に応じ又はこれに出席して意見を述べることができる。

(職員)

第 11 条 審議会に幹事若干名を置き会長がこれを任命する。

2 幹事は会長の指揮に従い庶務に従事する。

(雑則)

第 12 条 この条例に規定するもののほか、審議会の運営に必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 35 年 4 月 1 日条例第 7 号)

この条例は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

○三木市金物振興審議会運営規則

昭和 29 年 12 月 1 日
規則第 8 号

(会議)

第 1 条 会議の日時は会長がこれを定める。

2 会議の開閉は議長がこれを行う。

(招集通知)

第 2 条 会長は緊急やむを得ない場合を除くほか、すべて 3 日以前に招集通知を発しなければならない。

(定足数)

第 3 条 審議会は原則として過半数の出席がなければ会議を開く事ができない。ただし、軽易の事件についてはこの限りでない。

2 前項ただし書の判定は会長がこれを行う。

(欠席通知)

第 4 条 委員が会議に欠席しようとするときはあらかじめ理由を付して会長に届け出なければならない。

(議案)

第 5 条 会長は議案を印刷してあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 委員が発案しようとする場合は、その案を具え理由を付してあらかじめ会長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合は会議の席上で発案する事ができる。

(委員の招集請求)

第 6 条 審議会の目的達成に必要なため委員より議案とその理由を付して開会の請求があったときは必要に応じて会長はこれを招集する。

(小委員会)

第 7 条 審議会の運営に特に必要を認めるとき会長は委員に諮り小委員会を設け、これに付議することができる。

(委員の辞職)

第 8 条 特別の場合を除くほか、委員が任期中に辞職しようとするときはあらかじめ会長に申出てその承認を受けなければならない。

(参考人の出席)

第 9 条 審議会の議事に関して必要ある場合、会長は参考人の出席を要請し議事に参画せしめることができる。

(決議)

第 10 条 審議会の決議はすべて出席委員の過半数でこれを決める。

(要請の処理)

第 11 条 審議会が個人及び団体より金物産業振興に関する事件について陳情又は要請を受けた場合、会長はこれを会議に付して処理しなければならない。

(出席の督促)

第 12 条 会長は定期的に委員の出席状態を調査し欠席の多

い委員に対してはこれを督促しなければならない。

(費用弁償の承認)

第 13 条 委員が費用弁償を必要とする職務を行うときはあらかじめ会長に届け出て、会長は市長の承認を受けなければならないものとする。

(記録の作成)

第 14 条 会長は幹事に命じ審議会の議事記録を作製させなければならない。

(補則)

第 15 条 審議会条例及びこの規則に規定のない事項については会長がこれを決する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 本則を改正しようとするときは委員の過半数決議を必要とする。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 3 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

三木市金物振興審議会委員

資料 8

令和元年度三木市金物振興審議会

審議委員任期:令和元年7月19日～令和3年7月18日

審議会 役職	氏 名	連 絡 先		所 属
委員	岡 島 正 造	三木市鳥町271	82-5349	三木工業協同組合
委員	石 井 盛 久	三木市別所町巴32-1	82-2325	三木工業協同組合
委員	小 山 勝 美	三木市別所町巴37	82-6260	三木工業協同組合
委員	竹 内 良 一	三木市大村58-11	82-1088	全三木金物卸商協同組合
委員	佃 直 明	三木市末広1-2-25	83-1230	全三木金物卸商協同組合
委員	五 百 藏 満 弘	三木市別所町小林638-4	85-1489	三木商工会議所
委員	宮 脇 靖 治	三木市別所町石野761	82-1081	三木商工会議所
委員	神 澤 秀 和	三木市鳥町27	83-1100	三木商工会議所
委員	近 藤 朋 之	三木市別所町高木138	60-3096	公募委員(総合金物卸商社)

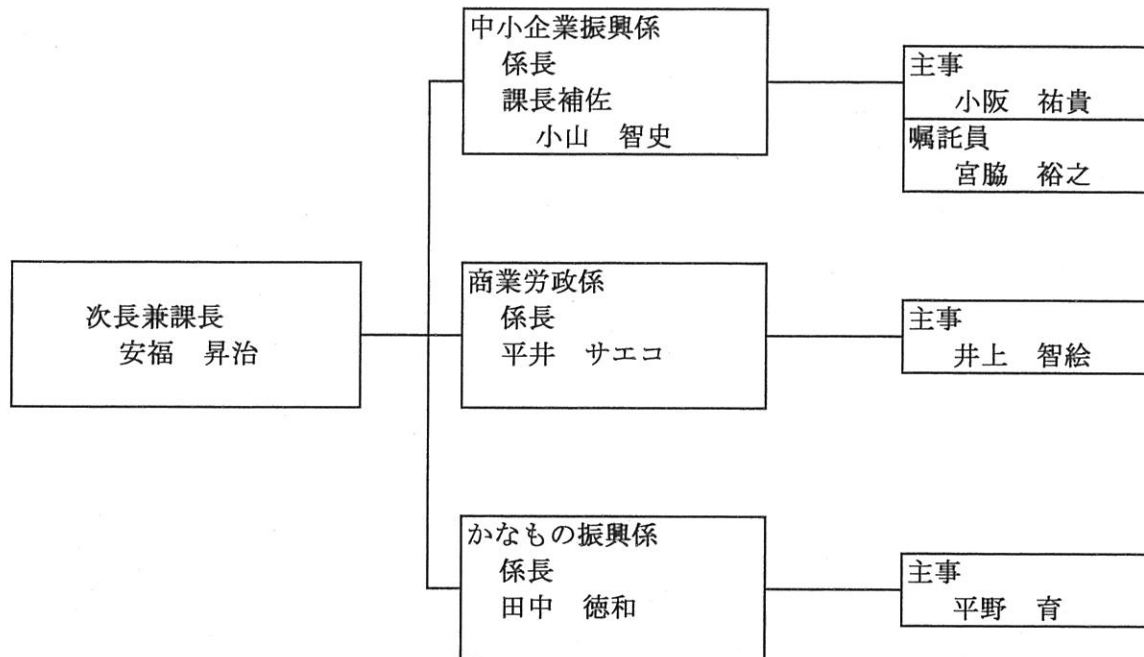
参与	河 合 敏 郎	三木市本町2-1-18	82-3190	三木商工会議所
参与	吉 岡 雅 寿	三木市産業振興部長	82-2000	三木市役所

幹事	安 福 昇 治	三木市産業振興部商工振興課長	82-2000	事務局
----	---------	----------------	---------	-----

資料 9

商工振興課組織図

(平成 3 1 年 4 月 1 日現在)



第2次 中小企業振興のための アクションプラン

三木市

目次

1	目的	1
2	期間	1
3	目標	1
4	進行管理	4
5	中小企業振興のための施策と具体的な取組	5

1 目的

市内企業の99%以上を占めている中小企業は、本市の地域経済と雇用の主要な担い手として大きな役割を果たしており、中小企業の振興は、本市経済の発展のために重要な課題となっています。

「三木市中小企業振興条例」の目的である、中小企業の振興による地域経済の活性化及び雇用の促進並びに豊かで質の高い市民生活の実現に向け、5年間の「第2次中小企業振興のためのアクションプラン」を策定します。

2 期間

平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間

3 目標

客観的な統計データに基づき、目標値を設定します。直近の基準年(度・月)を数値を基準値とし、5年後の数値を目標値として設定します。統計データの把握については、最新公表データの数値とします。

目標値の設定

	項目	基準値	目標値	単位	基準年 (度・月)
1	事業所数（全産業）	3, 261	3, 300 (現状維持)	件数	H28速報 経済センサス
2	従業者数（全産業）	34, 389	35, 000 (現状維持)	人	H28速報 経済センサス
3	製造品出荷額（製造業）	17, 784, 100	19, 000, 000 (6. 4%増)	万円	H29速報 工業統計調査
4	付加価値額（製造業）	6, 553, 500	7, 000, 000 (6. 8%増)	万円	H29速報 工業統計調査
5	従業者一人当たりの 付加価値額（製造業）	962	1, 020 (6. 0%増)	万円	H29速報 工業統計調査
6	三木金物製品輸出額	458, 585	490, 000 (6. 9%増)	万円	H29 三木金物輸出統計 三木商工会議所

目標値の設定

	項目	基準値	目標値	単位	基準年 (度・月)
7	商品販売額（卸売業）	10,132,963	10,000,000 (現状維持)	万円	H26確報 商業統計調査
8	商品販売額（小売業）	7,983,040	8,000,000 (現状維持)	万円	H26確報 商業統計調査
9	商店街実質空き店舗率 (貸出可能店舗数/商店数－貸出不可 店舗数)	10.6	9.0 (15.0%引き下げ)	%	H29 商店街空き店舗状況調査 三木市商店街連合会
10	開業率 (新規適用事業所数/前年適用事業所 数)(西神管内)	5.1	5.0 (5.0%以上維持)	%	H28 雇用保険業務取扱状況 西神公共職業安定所
11	有効求人倍率 (西神管内)	1.12	1.00 (1.00倍以上維持)	倍	H30.3 西神公共職業安定所
12	総入込客数（観光）	5,226,782	5,200,000 (現状維持)	人	H29

4 進行管理

市において毎年度施策を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。
なお、施策の検証に当たっては、適宜、中小企業振興審議会に対し意見を求めるものとする。

5 中小企業振興のための施策と具体的な取組

市は、目標を達成するため、次に掲げる施策を実施します。

中小企業振興のための7つの施策

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化並びに創業を促進するための施策
- (2) 新たな産業を創出するための施策
- (3) 技術力、経営力の高度化を促進するための施策
- (4) 市内経済の循環を促進するための施策
- (5) 社会経済の変化への適応を円滑化するための施策
- (6) 情報収集及び発信を促進するための施策
- (7) 雇用の安定及び人材を育成するための施策

(1) 経営の革新及び経営基盤の強化並びに創業を促進する ための施策

(主な事業)

	事業名称及び事業概要	事業計画					備考
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
ア	経営革新支援事業 中小企業の経営革新、経営基盤の強化、創業等を総合的に支援するため、地域支援拠点として、中小企業サポートセンターを運営して、商工会議所、商工会、金融機関等との連携を強化しながら、中小企業診断士（認定経営革新等支援機関）による窓口相談、企業訪問等を行います。						
イ	設備投資促進事業 経営革新（イノベーション）を推進するため、設備・IT等を整備する中小企業を支援するとともに、中小企業サポートセンターと商工会議所、商工会、金融機関等との連携を強化しながら、先端設備等を導入し、生産性の向上を図る中小企業を支援します。						
ウ	事業承継支援事業 経営者の高齢化に伴う廃業を防止するため、中小企業サポートセンターと商工会議所、商工会、金融機関等との連携を強化しながら、中小企業の円滑な事業承継を支援します。						

(1) 経営の革新及び経営基盤の強化並びに創業を促進する ための施策

(主な事業)

	事業名称及び事業概要	事業計画					備考
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
工	連携支援事業 中小企業と中小企業、大企業、同業種、異業種、大学等とが連携し、新製品（最終製品等）・新技術の開発、販路開拓、成長産業分野への参入、人材育成、共同化等の取組を行う市内の複数の中小企業が主体となるグループを支援します。						
才	起業家支援事業 市内の多様な世代の創業を実現するため、中小企業サポートセンターと商工会議所、商工会、金融機関等との連携を強化しながら、創業セミナー等の支援をすることともに、起業しやすい環境の整備を支援します。						

(2) 新たな産業を創出するための施策

(主な事業)

	事業名称及び事業概要	事業計画					備考
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
ア	新産業創出事業 観光の振興と地域の活性化を図るため、観光協会、商工会議所、商工会等との連携を強化しながら、三木の歴史・文化・先人・地域産品（山田錦）等の地域資源を活用した新たな観光特産品を開発する事業者を支援します。						



(3) 技術力、経営力の高度化を促進するための施策

(主な事業)

	事業名称及び事業概要	事業計画					備考
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
ア	技術支援事業 新製品や新技術の開発を促進するため、特許権、実用新案権、意匠権の取得を行おうとする中小企業を支援します。						

(4) 市内経済の循環を促進するための施策

(主な事業)

	事業名称及び事業概要	事業計画					備考
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
ア	商店街支援事業 商店街の活性化を図るため、商店街連合会、商工会議所との連携を強化しながら、空き店舗を活用した新規出店、にぎわいづくり、販売促進、先進地視察等を支援します。						



(5) 社会経済情勢の変化への適応を円滑化するための施策

(主な事業)

	事業名称及び事業概要	事業計画					備考
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
ア	金融対策事業 セーフティネット機能を維持するため、中小企業に対して、低金利の事業資金の融資斡旋等を行うとともに業況の悪化している業種等で経営の安定に支障が生じていると認められる中小企業を支援します。						

(6) 情報収集及び発信を促進するための施策

(主な事業)

	事業名称及び事業概要	事業計画					備考
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
ア	海外展開支援事業 三木金物の海外市場での販路開拓を強化するため、商工会議所と連携しながら、ドイツ国際見本市への出展等を支援するとともに、金物商工協同組合連合会と連携しながら、「みきかなもんプロジェクト」を推進し、新製品開発、市場調査、展示会への出展等の三木金物ブランドの海外展開を支援します。	↑					
イ	情報発信促進事業 地域産業のPRと販路拡大を図るため、金物商工協同組合連合会、工業協同組合、金物卸商協同組合、商工会議所等と連携し、金物まつり等の産業見本市の開催、見本市の出展、金物展示館の出展、金物大学、三木金物ニューハーワードウェア賞の認定中小企業、金物鷹等を支援します。	↑					
ウ	観光資源活用事業 市内観光資源の魅力を訴求するため、観光協会、商工会議所、商工会等との連携を強化しながら、道の駅、ホースランド、山田錦の館・温泉交流館よかたん、金物資料館等の観光資源を活用して、多様な媒体（メディア）によるPR等の情報発信を強化します。	↑					

(7) 雇用の安定及び人材を育成するための施策

(主な事業)

	事業名称及び事業概要	事業計画					備考
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	
ア	人材育成支援事業 人手不足の状況下で、経営者、従業員が中小企業大学校やポリテクセンターの研修等を活用して、生産性の向上をめざす人材育成を行う中小企業を支援します。						
イ	技術継承支援事業 長年培われた三木金物の伝統技術を保存継承するため、後継者育成、技術継承セミナーの開催、古式鍛錬技術の保存等の技術の継承を支援するとともに、市内小学校で三木金物を活用したふれあい体験事業を行います。						
ウ	雇用安定事業 雇用の安定を図るため、ふるさとハローワークを設置し、求職者への職業相談、職業紹介、求人情報の提供により、雇用のマッチングを促進するとともに、三木商工会議所、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携して、求人求職面接会の開催を行います。また、若年者の雇用や奨学金返済支援に積極的な中小企業を支援します。						